

令和7年11月10日
財 務 部 課 税 課

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

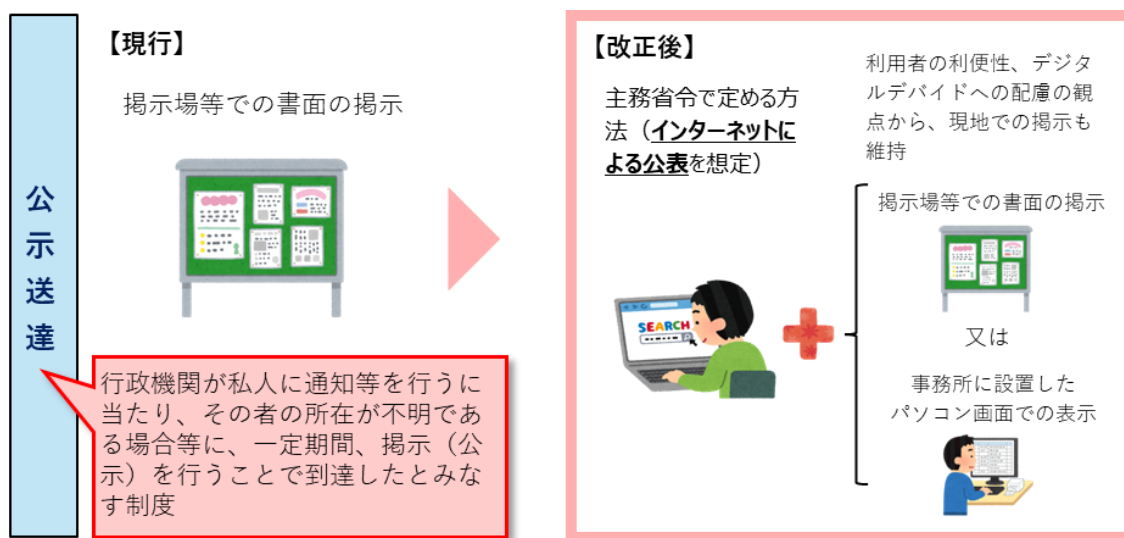
1 条例改正の事由

地方税法等の改正に伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

2 条例改正の概要

公示送達について、公示事項をインターネットを用いる方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を区の掲示場に掲示する方法に加え、電子計算機を用いた掲示方法を新たに可能とするため、規定の整備を行う。

《参考》公示送達の見直し



※デジタル庁資料「デジタル規制改革推進の一括法案について」より抜粋

3 施行日

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

4 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、<u>公示事項が記載された書面を世田谷区公告式条例(昭和25年9月世田谷区条例第7号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> 附 則 (施行期日) 1 <u>この条例による改正後の第6条については地方税法等を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日より施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この条例による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「改正後の条例」という。)</u>第6条の規定は、<u>施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u>	○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、世田谷区公告式条例(昭和25年9月世田谷区条例第7号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行なうものとする。